

新行財政改革推進プラン（改定版）
～持続可能な県政へ～

平成 24 年 3 月

和歌山県

第1 新行財政改革推進プランの実績と新たな課題・・・ 1

- 1 これまでの実績 1
- 2 新たな課題 4

第2 新行財政改革推進プラン(改定版)・・・ 6

- 1 取組方針 6
- 2 具体的な取組 7
 - (1) 職員数の見直し 7
 - (2) 事務事業の一層の見直し 8
 - (3) 特定目的基金の有効活用 9
 - (4) 未利用財産の売却など歳入確保の推進10
- 3 収支見通し11

第3 基金・特別会計・外郭団体等・・・ 13

- 1 一般会計に属する基金13
 - (1) 経常的に設置されている基金13
 - (2) 国の経済対策などにより臨時特例的に
設置されている基金15
- 2 特別会計17
 - (1) 公営企業会計17
 - (2) 貸付事業会計20
 - (3) その他会計21
- 3 特別会計に属する基金22
- 4 外郭団体等23
 - (1) 和歌山県土地開発公社25
 - (2) 社団法人わかやま森林と緑の公社26
 - (3) 和歌山県住宅供給公社26
- 5 その他の県が出資・出捐を行っている団体27

第4 おわりに・・・ 28

第1 新行財政改革推進プランの実績と新たな課題

1 これまでの実績

- ・職員数の見直し（▲812人、▲5%）など
- ・収支不足額は新行革プランの想定より圧縮
- ・財調・県債基金残高は、プラン想定以上に確保（H23年度末：200億円）

平成20年4月に策定された和歌山県長期総合計画が掲げる将来像を実現するためには、強固な財政基盤が必要となるが、当時の県財政の状況は、県の貯金ともいえる、財政調整基金と県債管理基金（以下「財調・県債基金」という。）が平成21年度に枯渇し、それ以降も慢性的な財源不足のまま推移する見通しであった。この見通しが現実化すれば、近い将来、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「財政健全化法」という。）における財政再生団体への転落が不可避となる極めて厳しい状況であった。

このような財政の危機的状況から脱却し、持続可能な財政構造への転換を急務とする、新行財政改革推進プラン（以下「新行革プラン」という。）を平成20年3月に策定した。

新行革プランでは、毎年の財調・県債基金の取崩額を段階的に縮減し、最終的には、平成24年度までに財調・県債基金の大幅な取崩しに頼ることなく財政収支が均衡する状態を目指すこととし、全庁あげて行財政改革の取組を進めることとした。

1) 職員数の見直し

新行革プランの主な取組のひとつは、人件費総額の縮減を図るために行った、職員数の見直しである。職員数については、業務の合理化と簡素な組織づくりにより、平成25年4月1日までに990人削減することを目標とした。

職員数は、平成23年4月1日時点で768人の削減目標に対して、812人の削減が行われており、削減率は5.0%となっている。

職員数の推移

(単位：人)

部 門	H19.4.1 職員数	H23.4.1 職員数	増減数
一般行政・公営企業等部門	4,088	3,746	▲342 (▲8.4%)
特別行政部門	12,240	11,770	▲470 (▲3.8%)
合 計	16,328	15,516	▲812 (▲5.0%)

総務省定員管理調査より

全国との比較が可能な、平成19年4月1日から平成22年4月1日までの削減率は、全国平均3.5%に対し、本県は3.9%となっており、全国平均を上回る職員の削減を行ってきたことになる。

なお、参考として、一般行政・公営企業等部門に含まれる、知事部局の平成23年度の条例定数は、本県の昭和29年の水準と同規模となっている。

人員削減等の結果、経常人件費も段階的に縮小しており、平成19年度当初予算時の経常人件費は約1,400億円となっていたが、平成24年度の当初予算では約1,260億円となっており、経常人件費の水準が140億円抑えられた。また、平成23年度当初予算における、経常人件費の歳出総額に占める割合をみると、全国平均26.3%に対し、本県は24.6%となっており、全国で10番目の低さである。(骨格予算等を除く33都府県で比較)

2) 事務事業の見直し

新行革プランの主な取組の2つ目は、事務事業の見直しである。

事務事業の見直しについては、各年度10億円程度の見直しを行い、5年間の累計で150億円を改善する計画としていた。

これに対し、平成20年度は、事務事業評価による見直しを行い、21億円の改善を行った。平成21年度には、新行財政改革プランの実施方針について(以下、「プランの実施方針」という。)を策定し、県有施設、外郭団体、補助金について見直し方針を定め、これに基づき、平成21年度以降は、各年度約10億円の見直しを行い、平成23年度までに新行革プランの目標額100億円に対し、累計142億円の改善を行った。

事務事業の見直し

(単位：億円)

新行革プラン (H23時点)	H23実績	比 較	参 考
100	142	42	プラン目標(5年間)150億円

3) 県税収入の確保

歳入確保における主な取組は、県税収入確保のための県税収入率の引き上げである。新行革プラン策定当時には、全国平均を下回っていた収入率を全国平均以上に引き上げることを目標とした。

県税収入率、全国平均収入率及び本県の全国順位は次のとおりである。

和歌山県の県税収入率の推移と全国との比較

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度
県税収入率	97.0%	96.9%	96.4%	96.5%
全国平均	97.2%	96.9%	96.1%	96.0%
全国順位	32位	26位	20位	18位

これまで、納税者の利便性を向上する観点から、納税環境の整備を図るとともに、コールセンターを設置するなど自主納税を推進する一方、市町村との連携による個人県民税徴収対策を推進するなど、県税収入率の引き上げに努め、全国平均を上回る収入率を達成するとともに、これに伴い全国順位も上がってきている。

職員数の見直しをはじめとした歳出削減及び歳入確保の取組を進めてきた結果、各年度、当初予算編成時点の、①収支不足額の状況及び②財調・県債基金の年度末残高の状況については、以下のとおり推移している。なお、ここでいう、収支不足額は、歳出額から歳入額を差し引いた後、退職手当債や行政改革推進債（以下「退手債等」という。）による財源手当を行った後の額をいう。

① 収支不足額の状況

(単位：億円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
新行革プランによる収支改善計画 (A)	▲ 62	▲ 67	▲ 39	▲ 23
各年度の収支不足 (B)	▲ 62	▲ 62	▲ 31	▲ 16
新プランと各年度の比較 (B) - (A)	+0	+5	+8	+7

② 財調・県債管理基金の年度末残高の状況

(単位：億円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
新行革プランによる基金残高 (a)	151	84	45	22
各年度の基金残高 (b)	151	115	134	200
新プランと各年度の比較 (b) - (a)	+0	+31	+89	+178

※ 「+ (プラス)」はプランの想定より改善が進んでいることを示す

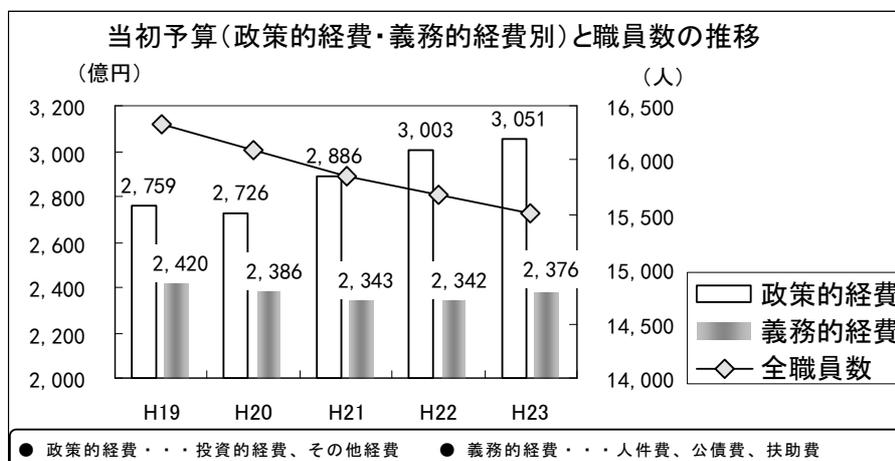
①収支不足額については、新行革プランにおいては、段階的に縮減することとしていたが、各年度の実績においても、新行革プランを上回って縮減が進んでいる。また、②財調・県債基金の年度末残高については、平成23年度まで財源対策として活用し、減少していく見込みであったが、各年度、財調・県債基金への積み立てを行い、平成23年度には200億円の残高を有することとなった。

以上のように、歳出削減及び歳入確保に努めるとともに、国の経済対策による交付金を積極的・効果的に活用することにより、新行革プランの目標である持続可能な財政構造への転換に向け着実に取組を進めてきた。

2 新たな課題

- ・職員数が減少する中であって、職員の業務量も増大
- ・新たな行政需要が発生し、適切に対処するためには、一定の人員が必要
- ・一方、着実に改善されてきた財政状況を悪化させてはならない
- ・新たな課題に対応するため、新行革プランを改定する

下表、棒グラフは、各年度の当初予算額を政策的経費と義務的経費に分けて示したもので、折れ線グラフは職員数の推移である。これによると、近年、職員数は減少している一方、政策的経費は伸びていることがわかる。



特に、これまでの実績でも述べたとおり、一般行政・公営企業等部門において、新行革プランでは、11.7%、350人削減を目標に取り組み、平成23年4月1日現在8.4%の削減と進んでいるところであるが、和歌山県長期総合計画に掲げる将来像の実現に向け、遅れている公共インフラの整備や県内産業の振興はもとより、福祉、環境などあらゆる部門で新政策に取り組んできており、職員数が減少する中であって、職員の業務量も増大している。

さらに、平成23年9月に発生した台風12号の甚大な被害（以下「紀伊半島大水害」という。）からの復興をはじめ、東日本大震災を教訓とした地震・津波対策、平成27年に開催が予定されている紀の国わかやま国体の開催など、今後、取り組んでいかなければならない行政需要が、新たに発生している。

紀伊半島大水害からの復旧・復興に関しては、被災地域外に勤務する職員14名を兼務発令により被災地へ派遣し、復旧作業にあたらせたほか、交代制により市町やボランティアセンターでの復旧業務に従事した。今後も、復興関連事業については、速やかに進める必要があり、関連部局において、さらに業務が増大することとなる。

また、地震・津波対策では、東日本大震災の発生後から、9月まで常時9名の職員が東北地方に派遣されたほか、本県においても防災総点検を実施しており、今後、総点検に基づいた各種防災・減災対策業務に取り組んで行かなければならない。

さらに、紀の国わかやま国体については、開催年の平成27年に向けて、組織の強化を進めており、最終的には100人を超える規模の人員が必要となる見込みである。

これらの新たな行政需要は、優先的かつ速やかに取り組まなければならない、適切に対処する体制を構築するとともに、一定の人員を必要とするものである。したがって、これまでのペースで職員を削減していくと、職員の負担が過度になりすぎ、これら新たな行政需要に適切に対処できない恐れがある。

一方、これまでの取組により、着実に改善されてきた財政状況を、財調・県債基金が枯渇してしまう程悪化させることがあってはならず、新たな行政需要に適切に対処するための体制の構築と財政の健全化のバランスを考えながら、今後の県政運営を進めていく必要がある。

そのため、平成24年度から平成28年度までを見通し、引き続き行財政改革を進めることとし、新行革プランを改定する必要がある。

第2 新行財政改革推進プラン(改定版)

1 取組方針

- ・ 行政需要に応じた適切かつ必要最小限の体制の構築
- ・ 将来発生が見込まれる多額の財政需要にも適切に対応
- ・ 不測の事態に備え、財調・県債基金は100億円を堅持

新たな行政需要に適切に対処する体制の構築と人員を確保するとともに、将来にわたり財政の健全性を確保するため、新行財政改革推進プラン（改定版）（以下、「改定プラン」という。）では、次の方針により進めていく。

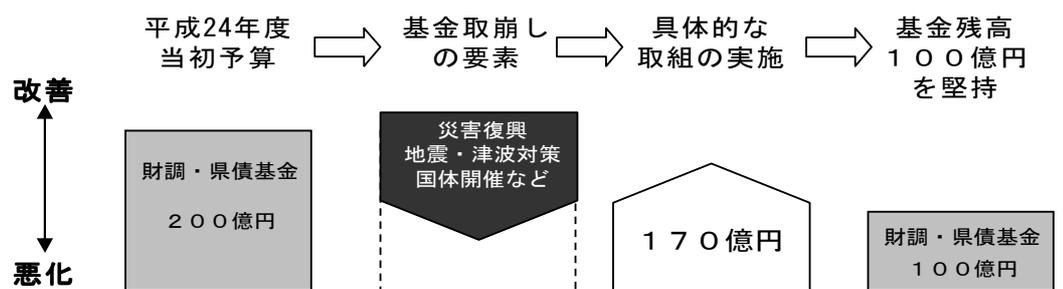
新たな行政需要に対しても、これまでどおり、簡素で効率的な体制の構築により対応することとし、行政需要に応じた適切かつ必要最小限の体制とする。

一方、将来発生が見込まれる多額の財政需要にも適切に対応することとし、さらに、不測の事態に備え、財調・県債基金は次の理由により、少なくとも100億円を堅持することとする。

理由1 財政健全化法によると、本県の場合、仮に約100億円程度の実質赤字となった場合には、早期健全化基準に抵触する恐れがある

【参考】 標準財政規模約2,900億円×3.75%（早期健全化基準）＝約100億円

理由2 平成19年度当初予算において、地方交付税総額の減額等により、本県の交付税及び臨時財政対策債について、約90億円の減額が発生したため、財調・県債基金の大幅な取崩しを行い対応せざるを得なかった。今後もそういう事態に備えておく必要がある。



2 具体的な取組

取組方針に基づき、以下のとおり行財政改革の取組を行う。

(1) 職員数の見直し	8 億円
(2) 事務事業の一層の見直し	120 億円
(3) 特定目的基金の有効活用	40 億円
(4) 未利用財産の売却など歳入確保の推進	2 億円
	170 億円

(1) 職員数の見直し

これまで、新行革プランに基づく取組により合理化を進め、職員数を大幅に削減してきたが、今後、紀伊半島大水害からの復興や地震・津波対策、紀の国わかやま国体の開催など、新たな行政需要に適切に対応するためには、マンパワーも必要となる。

しかし、簡素で効率的な体制の構築に努め、既存組織についても常に見直しをはかり、人員を再配置することにより、総力を挙げて適切に対処する。

これまでのように、大幅な職員の削減は困難であるが、引き続き、職員数の見直しを図り、一般行政・公営企業等部門においては、40 人を削減し、3,700 人規模の体制をめざすこととする。

なお、特別行政部門では、法令等により配置基準が示されているため、310 人程度の減員となる予定である。

(単位：人)

部門	H23. 4. 1 職員数	プラン期間中 の削減目標数	H28. 4. 1 見込み
一般行政・公営企業等部門	3, 746	▲ 40	3, 706
特別行政部門	11, 770	▲ 310	11, 460
合 計	15, 516	▲ 350	15, 166

(注) 当削減目標中、特別行政部門の教職員及び警察官については、法令等により配置の基準が示されており、今後の法令等の改正に伴い、削減目標の異動があり得る。

なお、給与については、職員の勤労意欲の源泉であることを念頭に置きつつ、給与水準や手当のあり方について、国及び他の都道府県との均衡に留意し、継続的に検討を行う。

また、職員のワークライフバランスを踏まえ、業務の効率化及びノー残業デーの取組などにより時間外勤務の縮減を図っていく。

(2) 事務事業の一層の見直し

これまでのように、人員の大幅な削減による人件費の縮減が見込めないことから、新たな行政需要に対応するためには、限りある行政資源を効果的・効率的に配分する必要がある。このため、「選択と集中」及び「スクラップアンドビルド」の視点を徹底し、より一層、積極的な見直しに取り組む。

1) 事務事業の見直し

これまでも、毎年、前年度に実施された事務事業について事業評価を行い、見直しを進めてきた。特に平成 23 年度には、全ての事務事業について、総点検を行い、平成 24 年度当初予算へ反映させている。また、平成 24 年度以降に内容を見直すこととした事業や、終期を設定し事業を進めるものなどについては、改定プラン期間中に見直しの効果があらわれることとなる。

今後、行財政改革推進本部において、上記総点検のフォローアップに加え、従前にもまして、事務事業見直しを全庁あげて強力に進め、各部局が主体的に新政策と既存事業の「選択と集中」「スクラップアンドビルド」や事務事業の効率化などに取り組むとともに、民間への業務委託など民間活力の活用を引き続き進め、行政サービスの質の向上や県民の利便性向上を図る。

2) 福祉・医療等社会保障制度の安定的運営

今後も、社会保障関係経費の増加が見込まれるため、社会保障と税の一体改革の動向に留意し、安定的に運営が行える制度設計となるよう国に働きかける。

また、生涯現役で誰もが活躍できるように、健康づくりや介護予防を推進し、併せて医療給付費等の適正化に取り組み、社会保障費の伸びの抑制

につなげるとともに、県単独の医療費助成制度等についても、将来にわたり安定運営ができるよう、少子化対策や障害者施策などの重点施策の取組ともあわせて、制度のあり方を検討していく。

3) 県有施設のあり方

原則として、民間と役割が競合するなど、県有施設としての役割が低下している施設については、積極的に民間等への譲渡・売却を推進する。

また、老朽化が進み大規模修繕が見込まれる施設については、廃止を含めて検討を行う。

特に、県立スポーツ施設のうち、国体開催に向けて積極的に活用するため、近隣地域内に併存する同種施設については、国体終了後のあり方（廃止、民間等への譲渡など）について検討を進める。

なお、県有施設の新たな設置が必要な場合は、国庫支出金や民間資金を活用するなど財源調達の手法を検討し、設置に係る県負担の縮減を図るとともに、設置後の維持運営にかかる手法や経費など将来負担も明らかにしたうえで、慎重に検討を行う。

4) 情報技術の活用等による業務の効率化

事務処理や手続き等に関して簡素化に努め、情報技術を併せて活用することにより、業務の効率化を図る。

5) 予算執行段階における経費節減努力

予算執行段階を、最終的な予算節減の機会ととらえ、執行方法の見直しや工夫を心がけ、最小の費用で最大の効果をあげるよう努める。

(3) 特定目的基金の有効活用

財調・県債基金をのぞき、経常的に設置されている特定目的基金は 24 に及ぶ。これらの基金のうち、「地域振興基金」や「県庁舎及び議会棟等整備基金（以下「整備基金」という。）」については、財源対策として、その設置目的を踏まえ、積極的な活用を図ることとする。

「地域振興基金」については、市町村と共同して行う施設整備等の財源に活用し、また、「整備基金」については、耐震や防災対策工事などの財源として有効に活用すべく検討を進め、対象事業の選別を行っていく。

(4) 未利用財産の売却など歳入確保の推進

県有未利用財産については、状況把握と効率的な利用に努め、売却可能な財産から、順次インターネットオークションを活用し、売却を行う。

また、以下のとおり、その他の歳入確保の取組を行う。

1) 受益者負担の適正化

使用料・手数料等については、受益者負担の適正化の観点から、改定時期などを捉えて適宜見直しを行う。

2) 未収金の収納促進

県営住宅使用料や貸付金等の未収金の回収に努めるとともに、一部事務の外部委託導入などによる積極的な回収策を講じ、平成 22 年度から導入している「未収金全庁管理システム」などにより債権管理の適正化を図る。

3) 行政財産の貸付等による歳入確保

行政財産である庁舎などの建物について、自動販売機の設置にかかる貸付を公募により行い、歳入確保を図るとともに、県有施設等への広告の掲出等についても検討を行うなど、行政財産の利活用に取り組む。

4) 創意工夫による歳入の確保

県が発行する印刷物・ホームページ等への有料広告の掲載については、これまでも県民の友や県インターネットホームページ等において、取組を進めてきた。今後も、有料広告を掲載する媒体の拡大に努める。

また、「ふるさと和歌山応援寄附」については、納付方法の拡充など寄附者の利便性の向上を図るとともに、引き続き、寄附制度の案内・周知に努める。

3 収支見通し

- ・新たな行政需要にも適切に対処したうえで、平成28年度において、財調・県債基金は100億円を堅持
- ・財政健全化法における財政健全化指標は、平成28年度までの間、早期健全化基準を超えない見通し

改定プランの具体的取組を行った場合の、平成28年度までの収支見通しは下記のとおりとなる。

和歌山県一般会計の収支見通し

(単位：億円)

	平成23年度 当初予算額	平成24年度 当初予算額	平成25年度 見込額	平成26年度 見込額	平成27年度 見込額	平成28年度 見込額
歳 出 (A)	5,427	5,748	5,543	5,497	5,538	5,472
人件費	1,513	1,457	1,447	1,455	1,467	1,446
経常人件費	1,298	1,260	1,251	1,243	1,232	1,216
退職手当	193	177	177	193	215	211
公債費	726	726	758	766	793	808
投資的経費	1,055	1,269	1,087	1,000	954	936
その他支出	2,133	2,295	2,251	2,276	2,324	2,280
社会保障関係経費	473	506	529	544	559	575
歳 入 (B)	5,353	5,676	5,424	5,386	5,379	5,336
県 税	790	801	810	835	852	873
地方交付税・臨時財政対策債	2,011	2,012	2,000	1,972	1,954	1,954
国庫支出金	672	770	675	658	637	636
県 債 (臨財債・退手債・行革債を除く)	410	536	427	420	402	392
その他収入	1,471	1,557	1,512	1,502	1,534	1,481
退手債・行革債発行前の収支不足額 (A)-(B) 【1】	74	72	118	112	159	136
退手債発行予定額 【2】	40	37	56	51	107	
行革債発行予定額 【3】	18	18	54	55	52	51
最終収支不足額 (【1】-【2】-【3】)	16	17	9	6	0	85
財調・県債管理基金年度末残高(見込)	217	200	191	185	185	100
県債年度末 残高(見込)	9,305	9,680	9,969	10,245	10,539	10,715
うち臨財債除き	6,524	6,635	6,670	6,708	6,769	6,721

※表示未満四捨五入の関係で合計が一致しない箇所がある

この収支見通しでは、各年度に発生する収支不足額について、発行可能な範囲で退手債等を充当し、それでもなお発生する最終収支不足額について、財調・県債基金の取崩しにより対応している。

収支見通しによると、引き続きこれまでの取組を行い、新たな行政需要にも適切に対処したうえで、平成28年度において、財調・県債基金は100億円を堅持し、財政の健全性を確保することができる。

今回の収支見通しに基づき、財政健全化法における財政健全化判断指標をみると、下記のとおり、平成28年度までの間、早期健全化基準を超えない見通しである。

■ 財政健全化判断4指標の推計

(単位：%)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
実質赤字比率	0	0	0	0	0
連結実質赤字比率	0	0	0	0	0
実質公債費比率	12.5	12.7	12.8	13.1	13.2
将来負担比率	209.6	218.1	227.2	239.8	246.7

(注) 実質赤字比率 の早期健全化基準：3.75% 財政再生基準：5%
 連結実質赤字比率の早期健全化基準：8.75% 財政再生基準：15%
 実質公債費比率 の早期健全化基準：25% 財政再生基準：35%
 将来負担比率 の早期健全化基準：400% 財政再生基準：なし

なお、平成28年度末の県債残高は6,721億円となり、平成24年度末と比べ86億円増加している。

県債のうち、退手債等については、これまで取り組んできた人員削減等の実績により発行が認められるため、収支見通しにおいても財源対策として活用しているが、後年度の公債費負担を軽減し、財政の硬直化を防ぐ観点から、できるだけ発行を抑制するよう努めるものとする。

第3 基金・特別会計・外郭団体等

基金、特別会計及び外郭団体等については、新行革プランにおいてその健全性と、一般財源に与える影響等について検証を行い、対策を検討したところである。改定プランを策定するにあたっては、これらについて県財政健全化の観点から、今後悪影響を及ぼす要因がないか総合的に検証し、時点修正と見直しを行った。

1 一般会計に属する基金

- ・「地域振興基金」など、財源対策として、目的に沿って有効活用
- ・「土地開発基金」は県の保証債務を弁済する事態への臨時特例の備え

一般会計には、財調・県債基金を除き、41の基金がある。

改定プランの策定にあたっては、新行革プラン策定以降の各基金の状況に基づき、これらの基金が、その設置目的のための取崩しにより枯渇してしまうことはないかという点について検討を行った。

なお、一般会計の基金については、(1)経常的に設置されている基金と(2)国の経済対策などにより臨時特例的に設置されている基金に分類することができるため、以下、この分類に沿って検討を加える。

(1) 経常的に設置されている基金

41の基金のうち、経常的に設置されている24の基金の平成22年度末における残高、基金造成の主たる原資及び基金の設置目的・用途を表2-1に示している。

今後、改定プランの中で行財政改革の取組として有効活用を図ることとした「地域振興基金」及び「整備基金」を除いた22の基金については、特定の目的のために資金を受け入れ、年度を越えて特定の事業等に充てるべく設けられたものであり、引き続き保有しておく。

その上で、これらの基金が、設置目的のための取崩しにより枯渇し、一般会計の負担とならないか検証した。

表 2 - 1 【経常的に設置されている基金】

(単位：百万円)

名称	基金残高 (H22年度末)	主たる原資	基金の設置目的・使途
福祉対策等基金	8,512	超過課税・交付税	福祉施策等の充実を図るための医療費助成等の財源
文化振興基金	283	一般財源	文化の振興を図るための文化施設の整備等の財源
地域振興基金	6,907	交付税	地域の振興を図るために市町村と共同して行う施設整備等の財源
県庁舎及び議会棟等整備基金	2,206	一般財源	和歌山県庁舎及び議会棟等の整備の財源
研究開発推進基金	108	一般財源	県試験研究機関及び県内中小企業等の研究活動の財源
自然保護基金	179	一般財源	自然環境保護を図るために必要な土地の買取り等の財源
こどもの交通安全基金	22	寄附金	児童の交通災害の防止のための設備整備等の財源
災害救助基金	469	一般財源	災害救助法に基づく災害救助物資の備蓄
愛の基金	108	寄附金	社会福祉のための財源
介護保険財政安定化基金	3,006	国庫支出金	市町村介護保険財政の安定化を図るための資金の貸付等の原資
国民健康保険広域化等支援基金	499	国庫支出金	市町村国民健康保険財政の安定化を図るための資金の貸付等の原資
産業開発基金	2,670	一般財源	企業誘致を促進するための誘致企業に対する助成の財源
企業立地促進資金貸付基金	858	国庫支出金	発電用施設周辺における企業立地を図るための融資の原資
中山間ふるさと・水と土保全基金	1,196	国庫支出金	中山間地域の環境改善を図るために行う農業用施設や農地を守る運動等の財源
森林整備担い手基金	993	国庫支出金	林業労働者の社会保障の充実と林業労働環境の整備の財源
森林整備地域活動支援基金	205	国庫支出金	森林保全等の財源
紀の国森づくり基金	386	超過課税	森林環境の保全及び森林と共生する文化の創造を図るための森林関係事業の財源
青少年文庫基金	41	寄附金	青少年文庫を設けるための財源
土地開発基金	17,850	交付税	公共用地の先行取得の原資
地域環境保全基金	1,503	国庫支出金・寄附金	地域環境の保全や地球温暖化に関する普及啓発の財源
ふるさと和歌山応援基金	52	寄附金	元気なふるさと和歌山を創造するために実施する事業に要する経費の財源
後期高齢者医療財政安定化基金	964	国庫支出金	後期高齢者医療広域連合の保険財政の安定化を図るための資金の貸付等の原資
国体・障害者スポーツ大会運営基金	5,017	一般財源	第70回国民体育大会及び第15回全国障害者スポーツ大会を運営するための財源
スポーツ振興基金	1	寄附金	県民のスポーツ振興を図るための財源

これらの基金については、用途がかなり限定されているか、又は基金残高に対し取崩額が小さいか、あるいは原資の追加が法律等に基づき継続的になされるため、当面底をつくことはなく一般会計の負担となるものではない。

しかし、産業開発基金については、企業誘致が進めば取崩額は大きくなり、基金残高が減少することとなるが、企業誘致は県として積極的に取り組んでいる施策であり、必要に応じ一般財源から積み立てることとする。

他方、これらの基金について、残高が多額すぎないか、ということについても、それぞれの基金の設置目的や積立原資、予定される用途・事業から検証を行ったが、土地開発基金以外は、適切な範囲にある。

土地開発基金については、残高が多額に上っているが、この基金は、事業の円滑な執行に向けた土地の先行取得のために設置されたものであり、当面かかる設置目的のための使用が想定されないとしても、和歌山県土地開発公社の加太開発事業借入金に対する県の保証債務を弁済する事態が生じた場合における臨時特例の備えとする余地があることから、そのためにも引き続き残しておく必要がある。

なお、新行革プラン策定時に設置されていた、中山間地域等直接支払基金については、平成 22 年度から、資金積立方式を廃止し、単年度毎の所要額交付方式に変更になったため、平成 22 年度末で基金は廃止し、原資である国庫支出金は国へ返納している。

(2) 国の経済対策などにより臨時特例的に設置されている基金

平成 19 年度以降、国の経済対策などにより、17 の基金が臨時特例的に設置されている。これら 17 の基金の平成 22 年度末における残高、基金造成の主たる原資、基金の設置目的・用途及び事業期限（予定）を表 2-2 に示している。

これらの基金は、国庫支出金を原資として、定められた用途により事業を実施するためのものであることから、事業期限内に効果的に事業を行い有効に活用することとする。

また、妊婦健康診査支援基金などのように事業実施期限が到来したとしても、事業の継続が必要と判断されるものについては、引き続き国の責任において施策を継続するよう働きかけ、地方に負担が転嫁されないよう求めていく。

表 2-2 【臨時特例的に設置されている基金】

(単位：百万円)

名 称	基金残高 (H22年度末)	主たる原資	基金の設置目的・使途	事業期限（予定）
高等学校等修学支援対策基金	119	国庫支出金	経済的理由により修学困難な高等学校等に在学する生徒の教育機会の確保に資するための奨学金等の財源	平成26年度末
地域グリーンニューディール基金	304	国庫支出金	地球温暖化その他の環境問題に対する地域の取り組みのための財源	平成23年度末
地方消費者行政活性化基金	158	国庫支出金	消費生活相談窓口の機能強化などの財源	平成24年度末
新しい公共支援基金	135	国庫支出金	特定非営利活動法人等の自立的活動を支援するための財源	平成24年度末
子育て支援対策臨時特例基金	1,629	国庫支出金	子どもを安心して育てることができる体制の整備のための財源	平成24年度末 (一部例外あり)
妊婦健康診査支援基金	319	国庫支出金	市町村が実施する妊婦健康診査事業の円滑な推進を図るための財源	平成24年度末
介護職員処遇改善等臨時特例基金	2,841	国庫支出金	介護職員の処遇改善（H23年度終了）及び介護施設の円滑な開設準備を図るための財源	平成24年度末
介護基盤緊急整備等臨時特例基金	1,726	国庫支出金	介護基盤の整備を図るための財源	平成24年度末
自殺対策緊急強化基金	84	国庫支出金	自殺対策の強化を図るための財源	平成24年度末
障害者自立支援対策臨時特例基金	1,381	国庫支出金	自立支援法に即した事業者の安定的な運営等を図るための財源	平成24年度末
地域医療再生臨時特例基金	2,835	国庫支出金	医療機能の強化や医療従事者の確保など地域の医療課題を解決するための財源	平成25年度末
医療施設耐震化臨時特例基金	3,288	国庫支出金	医療施設の耐震性を向上させ、適切な医療提供体制の維持を図るための財源	平成25年度末
社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金	469	国庫支出金	社会福祉施設の耐震性の向上による安全・安心の確保を図るための財源	平成24年度末
ワクチン接種緊急促進基金	829	国庫支出金	子宮頸がん予防ワクチン等の接種を緊急に促進するための財源	平成24年度末
ふるさと雇用再生特別基金	2,419	国庫支出金	地域の実情及び創意工夫により、地域求職者の雇用機会の創出を図るための財源	平成23年度末
緊急雇用創出事業臨時特例基金	5,211	国庫支出金	非正規労働者、中高年齢者等の一時的な雇用・就業機会の創出を図るための財源	平成24年度末 (一部例外あり)
森林整備加速化・林業再生基金	1,301	国庫支出金	間伐等の森林整備の加速化及び森林資源を活用した林業、木材産業等の再生を図るための財源	平成26年度末

2 特別会計

・一般会計からの繰入金割合が高いもの、県債残高が多額に上るものについて
検討

➤公営企業会計

- ・ 県営港湾施設管理特別会計
- ・ 県立こころの医療センター事業会計
- ・ 流域下水道事業特別会計
- ・ 土地造成事業会計

➤貸付事業会計

- ・ 中小企業振興資金特別会計

➤その他会計

- ・ 公債管理特別会計
- ・ 用地取得事業特別会計

一般会計とともに、県が有する特別会計についても健全性が十分であるか、再度、確認する必要がある。

県が設置している特別会計は、

- (1) 県が行う公営企業を経理する会計（以下「公営企業会計」という。）
- (2) 県が行う貸付事業を経理する会計（以下「貸付事業会計」という。）
- (3) その他特定の収支を他と区分して経理する会計（以下「その他会計」という。）

に分類することができるため、以下、この分類に沿って検討を加える。

(1) 公営企業会計

公営企業会計に分類されるものは5会計あり、各会計の名称と平成 22 年度決算における主要な財政指標は以下のとおりである。

なお、企業会計を導入していない会計（2会計）と導入している会計（3会計）の間では、用いるべき財政指標が異なることから、表を分けて示すこととする。

公営企業会計については、当該企業の経費は原則として当該企業の経営に伴う収入をもってこれに充てるという独立採算の原則（地方財政法第6条）が定められている。工業用水道事業会計については、県債残高もなく、事業にかかる総費用は総収入で賄われているため、問題はない。

新行革プランにおいて、一般会計からの繰入金（又は総収益）に占める割合が比較的大きいとされた会計（県営港湾施設管理特別会計・県

立こころの医療センター事業会計)及び多額の県債を抱えているとされた会計(流域下水道事業特別会計・土地造成事業会計)については、その後の状況をふまえ、それらの財政構造が持続可能かどうかについての検討を加えた結果、次のように対処することとする。

【企業会計を導入していない公営企業会計の財政状況(平成22年度決算)】

(単位:百万円)

名 称	歳 入	歳 出	実質 収支	県債 残高	一般会計か らの繰入金	(参考)一般会計からの繰入金 (平成23年度決算見込み)
県営港湾施設管理特別会計	754	724	30	3,692	169	272
流域下水道事業特別会計	3,418	3,272	69	11,999	728	744

※「実質収支」とは、歳入から歳出を差し引いた形式収支から翌年度への繰越事業に係る財源を差し引いた額であり当該年度の実質的な収支を表すものである。

【公営企業会計を導入している公営企業会計の財政状況(平成22年度決算)】

(単位:百万円)

名 称	総収益	総費用	不良 債務	県債 残高	一般会計か らの繰入金	(参考)一般会計からの繰入金 (平成23年度決算見込み)
県立こころの医療センター事業会計	2,407	2,704	-	6,113	920	602
工業用水道事業会計	719	484	-	-	-	-
土地造成事業会計	1,245	2,255	-	10,249	157	157

※「不良債務」とは、一時借入金などの流動負債が現金などの流動資産を超えた場合のその超過額であり、その会計の資金繰りの状況を示すものである。

① 県営港湾施設管理特別会計

1) 現状

県営港湾施設管理特別会計は、海上輸送による流通の促進等を図るため、県債等によりふ頭用地、上屋等の港湾施設の整備を行い、港湾利用者からの港湾施設使用料をもって県債の償還を行うために設けられている。

現在は港湾施設の利用の伸び悩みもあって、一般会計からの繰入金が生じているところであるが、平成22年度決算における繰入金は、平成18年度と比べ、約1.1億円減少している。

また、県債の償還額は平成21年度を境に減少に転じているため、今後は収支の改善が図られる見通しである。

2) 対策

引き続き管理経費の節減に努めつつ、民間的経営手法の導入や需要予測に応じた施設整備等を検討するとともに、内航フィード輸送等新たな施策も含め積極的なポートセールス活動を実施するなど、魅力ある港湾運営を行い、安定した歳入確保と港湾の利用促進を図り、一般会計繰入金の一層の縮減に努める。

② 流域下水道事業特別会計

1) 現状

流域下水道事業特別会計は、伊都地域と那賀地域において県が市町に代わり広域的に行う下水道事業を経理するものであり、施設整備に係る県の実負担額及び施設の維持管理費（以下「県立て替え額」という。）は、汚水の量に応じて市町から徴収する負担金で回収することとしている。

現在、伊都地域は流入水量の増加に伴い施設を段階的に増設しており、また、那賀地域は供用開始後の初期段階であるため、当面は、施設整備にかかる県債残高が多額に上り、一般会計からの繰入金が必要となる。

このようなことから、平成 18 年度と平成 22 年度の決算を比較すると、県債残高は約 16 億円、一般会計からの繰入金も約 1 億円増加しているが、施設の整備に伴い下水道利用者が増加し、下水道事業が軌道に乗ってからは、市町から徴収する負担金で県債の償還を行うとともに、過去の一般会計からの繰入金を一般会計へ返還する計画となっている。

2) 対策

伊都地域については、県立て替え額を計画どおりに回収するため平成 22 年度に経営計画を見直し、市町負担金単価の平成 23 年度からの増額改定を行ったところである。

今後は、下水道事業に係る経費のより一層の節減を図るとともに、関係市町と連携して下水道への接続率を向上させることによって、県債の計画的償還に努める。

③ 県立こころの医療センター事業会計

1) 現状

県立こころの医療センターは、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づき都道府県に設置が義務付けられている精神科病院である。

県立こころの医療センター事業会計においては、収入の 3 分の 1 程度を一般会計からの繰入金で賄っているが、この繰入は、救急医療の確保に要する経費や病院建設に伴い借り入れた県債の元利償還金について、一般会計が負担すべきものとして一定の基準によって算定した金額の範囲内で行っているものである。

なお、平成 18 年度決算と比べ、平成 22 年度には、一般会計繰入金が約 1.7 億円増加しているが、これは国庫支出金を原資とする地域医療再生

臨時特例基金を活用して MRI 等の医療機器（約 2 億円）を整備したためである。

2) 対策

病院事業を運営するための収支である収益的収支に係る繰入金は経営努力により減少しており、さらに平成 23 年度から、精神科救急医療を中心に担う高規格の専門病棟である精神科救急入院料病棟の導入により、収益の改善が見込まれる。

今後とも、一層の経営改善に努めて効率的な病院経営を行うことにより、一般会計からの繰入金の縮減を図る。

④ 土地造成事業会計

1) 現状

土地造成事業会計は、工業用地等の造成を行うことにより企業を誘致し、地域の活性化を促進する土地造成事業を経理するものである。この事業による造成地には石油精製や木材関係の事業所などが進出しており、本県産業の発展に重要な役割を担ってきたところである。

県債残高が多額に上っているが、平成 18 年度決算と比べると、約 45 億円減少している。

2) 対策

今後とも企業誘致を積極的に推進し、用地の売却を進めることで県債の縮減を図る。

なお、平成 21 年度から、一般会計からの繰入金が生じているが、これは、地価下落に伴う評価損が発生している造成地もあることから、将来の資金不足の発生に備えて、一般会計等からの支援を計画的に行っているものである。

(2) 貸付事業会計

貸付事業会計に分類されるものは 5 会計あり、各会計の名称と平成 22 年度決算における主要な財政指標は以下のとおりである。

【特別会計の財政状況（平成22年度決算）】

（単位：百万円）

名 称	歳 入	歳 出	実質 収支	県債 残高	一般会計か らの繰入金	備 考
農林水産振興資金特別会計	1,654	728	926	245	7	
中小企業振興資金特別会計	1,462	698	764	7,393	-	未収金 85億円
母子寡婦福祉資金特別会計	181	137	44	333	15	
修学奨励金特別会計	291	291	-	-	30	
市町村振興資金特別会計	3,914	2,137	1,777	-	-	

新行革プラン策定時にも、5会計共に実質収支はゼロか黒字であったが、現時点においても、その点では問題がない。県債残高が多額に上っている、中小企業振興資金特別会計については、次のように対処する。

① 中小企業振興資金特別会計

1) 現状

中小企業振興資金特別会計は、中小企業等に対する資金の貸付金の管理を行う会計であり、県債残高が多額となっているが、平成18年度決算より約42億円減っている。この県債は中小企業等への貸付金の原資として中小企業基盤整備機構等から借り受けた債務であり、その償還には中小企業等からの返済金が充てられることから、原則として一般会計からの更なる支出を要するものではない。

他方、同会計の未収金残高も平成18年度決算より約29億円減っているが、依然多額である。

2) 対策

未収金の債権管理については、中小企業基盤整備機構が定めた方針「都道府県の債権管理に関する対応方針」に従い、延滞債権を貸付先の経営状況や見通しを踏まえ、「回収処理を進めていく先」と「事業再生を支援していく先」とに分類し、債権整理を進めている。さらに、事業継続や再生の困難な組合については、組合資産の任意売却指導を行ったり、償還に誠意のない組合に対しては法的処分をするなど、今後も、適切な債権管理に努め、県債残高及び未収金残高の縮減を図る。

(3) その他会計

その他会計に分類されるものは5会計あり、各会計の名称と平成22年度決算における主要な財政指標は以下のとおりである。

【特別会計の財政状況（平成22年度決算）】

（単位：百万円）

名 称	歳 入	歳 出	実質 収支	県債 残高	一般会計か らの繰入金	備 考
職員住宅特別会計	437	396	41	-	-	
自動車税等証紙特別会計	1,878	1,878	-	-	-	
用地取得事業特別会計	7,227	7,227	-	8,045	133	
公債管理特別会計	89,686	89,686	-	-	70,281	
県営競輪事業特別会計	12,466	12,209	257	-	-	

5会計共に実質収支の点で問題はない。

なお、県が施行する公共事業等に備えて用地を取得する事業を經理する用地取得事業特別会計は、県債残高が多額となっているが、この県債は用地の先行取得に係る費用を一時的に立て替えるための債務にすぎず、公共事業が実施される時点で一般会計等による買い戻しが行われ、その収入をもって返済することとなっており、特に問題となるものではない。

また、公債管理特別会計は、一般会計からの繰入金が多額となっているが、この会計は、一般会計または他の特別会計からの繰入金を財源として県債の償還及び利子等の支払いを行うためのものであり、問題となるものではない。

3 特別会計に属する基金

いくつかの特別会計は基金を有しており、一般会計の基金と同様の検討を行った。以下の表は、特別会計に属する全ての基金の名称と平成22年度末の残高等を示したものである。

【基金残高（平成22年度末決算額）】

（単位：百万円）

名 称	基金残高	主たる原資	基金の設置目的・用途
県債管理基金（公債管理特別会計分）	147	一般財源	短期県債の公債費償還の財源
県営競輪施設整備等基金	1,310	収益金	競輪場の施設整備及び競輪事業の健全経営に要する経費の財源
県営港湾施設管理特別会計財産減価償却基金	167	使用料	県営港湾施設財産の減価償却の財源
和歌山下津港環境整備等基金	19	使用料	和歌山下津港の環境整備等の財源

これら4つの基金は、いずれも用途がかなり限定されているため、直ちに枯渇することはない。

一方、基金の設置目的を実施していくために必要な残額を保有しておく必要がある。特に、県営競輪施設整備等基金については、平成21年度から24年度にかかる競輪場の耐震改修工事に活用されているが、工事完了後も約9億円の残高を保有する見込みである。この残高については、引き続き経営状況の悪化等に備えて積み立てておく必要がある。

4 外郭団体等

- ・ 県財政に影響が及ぶことが懸念される、多額の債務超過にあるものや債務保証・損失補償が多額に上る、以下の団体について、対策を検討
 - 県土地開発公社、社団法人わかやま森林と緑の公社、県住宅供給公社

県では、その長い治績の中で各種の外郭団体を設立して、行政に属する諸活動を担わせてきた。改定プランの策定にあたって、これら外郭団体が県の一般会計の持続可能性を阻害するようなことがないかを再度確認する必要がある。

県の外郭団体の名称と平成22年度決算における主要な財政指標は表3のとおりである。

表3の外郭団体のうち大半の団体は、新行革プラン策定時と同様、資産が負債を上回っており、そのような団体は、仮に事業継続が困難になり、直ちに清算したとしても、県財政に大きな影響を与えることはない。

このうち、公益財団法人わかやま産業振興財団（以下「産業振興財団」という。）と公立大学法人和歌山県立医科大学（以下「県立医科大学」という。）については、県からの貸付金が多額になっている。

産業振興財団については、貸付金の大部分は産業振興財団が造成する「わかやま中小企業元気ファンド」及び「わかやま農商工連携ファンド」の原資となっている。

これらのファンドは産業振興財団において確実な方法で運用・管理されるとともに、その運用益のみを中小企業や農林漁業者の活性化に資する事業に活用し、かつ、現在のところ順調に回転しているので、県からの貸付金が目減りするものではない。また、産業振興財団に対するこれ以外の貸付金（平成

22年度末の貸付残高：22百万円)は、設備資金貸付事業によるもので、計画的に償還が進められており、平成25年度には完済される見込みとなっている。

県立医科大学に対する貸付金については、附属病院の診療備品等の購入・更新に対するものであり、これらは診療報酬により計画的に県に返済されるため、健全な病院運営を行っている限り、問題になるものではない。

表3【外郭団体の財政状況（平成22年度決算）】

(単位：百万円)

名称	資産	負債	資本又は 正味財産	出資 額等	県からの 補助金・ 交付金	県からの 貸付金の 残高	県の保証 債務・損 失補償債 務の残高
和歌山県土地開発公社	32,172	52,390	▲20,218	50	37	14,022	23,061
和歌山県住宅供給公社	259	618	▲359	5	-	500	-
財団法人和歌山県国際交流協会	561	8	553	200	-	-	-
社団法人和歌山県私学振興基金協会	490	48	442	132	-	-	-
社団法人和歌山県青少年育成協会	390	75	315	157	29	-	-
財団法人和歌山県救急医療情報センター	72	46	26	5	-	-	-
財団法人和歌山県角膜・腎臓移植推進協会	58	-	58	26	1	-	-
財団法人和歌山県民総合健診センター	243	114	129	9	6	-	-
公益財団法人わかやま産業振興財団	11,891	10,473	1,418	5	570	8,322	-
財団法人和歌山地域地場産業振興センター	318	24	294	5	2	-	-
財団法人和歌山県勤労福祉協会	37	25	12	3	-	-	-
ウインナック株式会社	716	618	98	20	-	-	-
財団法人和歌山県農業公社	709	384	325	1	15	368	12
社団法人畜産協会わかやま	162	108	54	15	3	-	-
社団法人わかやま森林と緑の公社	15,074	14,966	108	10	64	8,111	4,420
財団法人和歌山県栽培漁業協会	1,278	43	1,235	931	-	-	-
財団法人和歌山県下水道公社	126	81	45	13	-	-	-
南紀白浜空港ビル株式会社	638	211	427	150	-	186	-
公益財団法人和歌山県文化財センター	268	239	29	10	4	-	-
公益財団法人和歌山県水上安全協会	324	1	323	321	-	-	-
公益財団法人和歌山県暴力追放県民センター	818	29	789	709	-	-	-
財団法人和歌山県人権啓発センター	62	27	35	30	52	-	-
財団法人紀南環境整備公社	102	41	61	20	14	-	-
公立大学法人和歌山県立医科大学	65,442	13,673	51,769	56,524	3,955	4,414	-

※ ここで、外郭団体とは、出資法人の設立及び運営の指導監督に関する要綱第2条で定める「出資法人」(県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人又は県が継続的な財政支出、人的支援を行っている法人のうち、特に指導監督を行う必要があると知事が認める法人)及び公立大学法人和歌山県立医科大学をいう。

しかし、和歌山県土地開発公社と和歌山県住宅供給公社については、多額の債務超過となっており、社団法人わかやま森林と緑の公社については、木材価格の低迷により保有資産が目減りしているおそれがあることから、これらの団体に対する県からの出資金や貸付金が返済されなかったり、保証債務や損失補償の履行が現実化することにより、県財政に影響が及ぶ可能性がある。

そこで、これらの団体については引き続き、以下のとおり対策を講じる。

また、これらの団体以外の団体についても、県の一般会計への影響が懸念される事態が見られる場合は、速やかに対策をとることとする。

(1) 和歌山県土地開発公社

1) 現状

和歌山県土地開発公社は、道路など公有地として必要な土地の取得や、住宅用地などの造成事業の実施を目的として設立された。昭和 61 年以降、関西国際空港の埋立用土砂採取事業を和歌山市の加太地区で行い、跡地を「コスモパーク加太」として複合機能都市の整備を計画したが、バブル経済崩壊など社会情勢の影響により整備が進まず、平成 15 年、当該事業に係る金融機関からの借入金約 438 億円の返済期限が到来した。このため、土地開発公社が特定調停の申立を行い、和歌山地方裁判所から「調停に代わる決定（※）」が行われた。

2) 対策

現在、この決定に基づき計画的に借入金の償還を行っているところであり、この決定に従っている限り、多額の債務保証の履行等に見舞われることはない。この土地を現状のまま置いておくことは県経済にとってもマイナスであるので、引き続き企業誘致等により土地の利活用を推進していくものとする。その際には、時として、金融機関との調整、場合によっては、上記決定そのものの変更が必要となる可能性もあるが、その時々県の財政状況と土地の利活用による雇用拡大等の便益などを比較考量しつつ対応していく。

また、保有地の売却や賃貸を積極的に進めるなど、引き続き経営健全化に向けた取組を行うよう、公社を指導していく。

※ 調停に代わる決定

公社の金融機関からの借入金 438 億 1,530 万円を平成 16 年 9 月 30 日から平成 45 年 3 月 31 日にかけて長期的に返済するスキーム。平成 36 年 1 月 31 日まではコスモパーク加太の公社保有

地の一部を県が賃借し、公社は県からの賃料を原資として 20 年間で 65 億 1,530 万円（平成 23 年 3 月 31 日現在 35 億 29 百万円）を金融機関に返済する。残る 373 億円（平成 23 年 3 月 31 日現在 324 億 60 百万円）は、平成 36 年 2 月 1 日以降、土地の売却収入により返済することとされており、県はこのうち 265 億円（平成 18 年 10 月の一部繰上償還により 230 億 61 百万円に減少）を債務保証している。

（2） 社団法人わかやま森林と緑の公社

1） 現状

社団法人わかやま森林と緑の公社は、所有者から土地を借り、造林又は育林をして、その利益を所有者と分けあう分収林事業を主に運営している。その経費については、日本政策金融公庫から借入を行い、木材売却益を償還財源とする予定であったが、昨今の木材価格の低迷により借入額に見合う売却益が望めなくなっている。

一方、国策に沿って借りた日本政策金融公庫からの借入金の返済を求められており、これについて県からの支援を行っている。

2） 対策

当面は、長伐期化を進めながら路網整備や団地化による施業の集約化、高性能林業機械の活用による生産コストの削減により、利用間伐の推進に取り組み、将来的に、立木の成育や本県が推進する紀州材のブランド化による木材価格の向上を待って、売却益の活用による自力での借入金の返済を行うよう公社を指導していく。

また、国として、県にのみ負担を押しつけている現状を改め、本件問題の解決を責任をもって行うよう訴える。

（3） 和歌山県住宅供給公社

1） 現状

和歌山県住宅供給公社は、県民に低廉な分譲宅地を提供することを目的として設立された団体であるが、平成 22 年度決算において、累積欠損金が約 3.6 億円となり、新行革プラン策定時より増加しているが、これは、地価下落による、分譲事業資産の簿価切り下げのためである。

平成 17 年 3 月に「経営改善計画」を策定し、公社独自の給与カットなど歳出削減に取り組むとともに県営住宅等の賃貸住宅管理業務の受託により、平成 23 年度には計画どおり、民間資金を完済した。

2) 対策

現在、宅地の新規分譲は行っていないため、平成 25 年度末を目途に、残区画の完売をめざすとともに、引き続き、UR都市機構の管理収益により、県の借入金の返済を進めていく。

また、並行して、「プランの実施方針」に基づき、公社の廃止を含め、将来のあり方を検討していくこととする。

5 その他の県が出資・出捐を行っている団体

上記の外郭団体にはあたらないものの県から出資・出捐を行っている団体については、財政的関与が多額に上るわけではなく、直ちに県財政に大きな影響を与えるものではないが、引き続き、行財政改革を阻害しないよう継続的に見直しを行っていく。

第4 おわりに

新たな行政需要に適切に対処する体制の構築と将来にわたり財政の健全性を確保するため、新行革プランの見直しを行い、平成28年度まで行財政改革の取組を進めることとした。

収支見通しにあたっては、内閣府の中期財政フレームなど一定の条件をもとに見込んでいるが、本県を取り巻く経済情勢や国の地方財政に関する動向など不透明な要素があるため、毎年度、当初予算編成にあわせて、収支見通しを更新し、継続的に財政状況を検証していくこととする。

その際、収支改善が進んでいない状況や収支見通しが更に悪化する懸念があれば、改定プランに記載の取組を強化するとともに、それ以外の取組についても検討のうえ実施し、財政の健全性の確保に努めることとする。

現在、世界的に金融・経済情勢が不安定であり、日本国内においても雇用の悪化や社会保障費の増大など、本県を取り巻く環境は先行き不透明である。また、改定プランを推進し、健全な県政運営を行ったとしても、依然、歳入を交付税や県債に依存している状況であり、将来に向け、より足腰の強い財務体質を築く必要がある。

このため、不断の行財政改革の取組を進めていくとともに、地方財源の拡充等、地方税財政制度改革を国に働きかけることとし、安定的な財政運営に努めていく。

なお、改定プランで想定していない状況、例えば、国の中央防災会議での被害想定にかかる決定事項が本県の防災対策事業に及ぼす影響や、社会保障制度の改変によって地方負担が急激に増加するなど、社会状況の著しい変化が発生した場合等には、人件費を含めた更なる歳出削減や歳入確保の取組を検討するなど、改定プランについても臨機応変に再度見直しを行うこととする。